

## 山形県消費者基本計画（中間案）→（最終案）での変更点

章・施策の柱等	頁	該当部分	変更内容
目次		第3章 施策の展開方向	《重点的な取組施策》を追記。
第1章	1	1 計画策定の趣旨(1)の6行目以降の内容について 持続可能な社会の実現に向け、具体的な消費行動ではなく、求められている消費者の姿について記載を変更する。	・6行目以降を以下のとおり修正。 「さらに、2015（平成27）年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」が採択され、消費者には、自らの行動が今後の経済社会や地球環境に影響を与えることを認識し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが求められています。」
第1章	1	1 計画策定の趣旨(4)	・5行目に、消費者教育の推進に関する計画として位置付けであることを追記。 「次期計画として消費者教育の推進を含めた「第4次山形県消費者基本計画」を策定するものです。」
第2章	5 18	1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化 (3)民法改正による成年年齢の引下げ (5)⑥「成年年齢引下げ」及び「未成年者取消権」について	・(3)1行目及び(5)⑥1行目の文言を修正。 「改正民法の施行により、2022（令和4）年4月から」
第2章	5	1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化 (4)持続可能な社会の実現に向けた取組	・11行目、「社会経済」を「経済社会」に修正し、「第1章 1 計画策定の趣旨(1)の8行目」(P.1)と表現を統一。
第2章	7	3 山形県における消費生活の状況 (1)消費生活相談体制の状況	・16-17行目、「消費生活相談員や消費者行政職員の研修受講による資質向上が重要となっています。」に修正。
第2章	9	3 山形県における消費生活の状況 (2)①消費生活相談件数の推移	・8行目、「平成27年度以降は13%から14%台（令和2年度の数値は暫定値）と高い割合で推移しています。」に修正。
第2章	19	4 第3次山形県消費者基本計画（第2次消費者教育推進計画）の成果 「Ⅰ 相談・監視指導・見守りによる消費者被害の未然防止・救済」	・7-10行目、「平成26年の消費者安全法の改正により、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分になった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を設置できることが規定されました。」に修正。
第2章	20	4 第3次山形県消費者基本計画（第2次消費者教育推進計画）の成果 「Ⅲ 自ら考え行動する消費者を育成する教育の推進」	・17-19行目、「消費者教育・啓発の強化を図りましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、対面の講座実施が困難となった状況もあり、対象となる年代や参加者が限定される結果となりました。」に修正。

## 山形県消費者基本計画（中間案）→（最終案）での変更点

章・施策の柱等	頁	該当部分	変更内容
第2章	22	5 本県の消費者行政における課題 (1)消費生活相談体制の充実②	・3行目、「消費生活相談員等」を「消費生活相談員や消費者行政担当職員」に修正。
第2章	23	5 本県の消費者行政における課題 (4)持続可能な社会の実現②	・4-6行目を、「一方、食品ロス削減や資源の再利用や再生利用、プラスチックごみの削減をはじめ、地産地消やマイバッグ持参など様々なエシカルな取組が日常生活の中で意識せずに行われています。」に修正。
第2章	23	5 本県の消費者行政における課題 (4)持続可能な社会の実現③	・③として、「カーボンニュートラル社会の実現や循環型社会の形成に向け、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの利用、及び資源の循環的な利用等を促進し、温室効果ガスの発生や天然資源の消費を抑制するため、情報提供や普及啓発などより一層の取組が必要です。」を追記。
第3章	24	第3章 施策の展開方向	「重点的な取組施策」を追記。
柱Ⅰ-2-(5)	31	(5)悪質商法による被害防止のための関係機関との連携	・1-2行目、「悪質商法による消費者被害及び救済のため設置した県と県警察本部の関係課で構成する山形県消費者被害防止連絡会」に修正。 ・3行目、「また、悪質な事業者や問題となる商法等の情報について警察及び各監督官庁等と」に修正。
柱Ⅰ-3	32	3 高齢者・若年者・障がい者等への支援	・3行目、「高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分になった者の消費者被害の防止」に修正。
柱Ⅰ-3-(4) 柱Ⅱ-1-(2)④	33 38	(4)障がい者の消費者教育の実施	・4行目追記。 「また、関係団体と連携しながら、障がい者の消費者教育を実施します。」
柱Ⅰ-4-(4)	35	(4)多重債務の原因となるギャンブル等依存症に関する支援体制の強化	・1-2行目、「ギャンブル依存症である方及びその家族への支援体制整備に向けた取組」に修正。
柱Ⅱ-1-(1)	36	(1)学校教育における消費者教育の推進	「(1)学校における消費者教育の推進」に修正。
柱Ⅱ-1-(1)②	36	②ライフステージに応じた出前講座・弁護士による消費生活法律授業の実施	「②学校等教育における出前講座・弁護士による消費生活法律授業の実施」に修正。

## 山形県消費者基本計画（中間案）→（最終案）での変更点

章・施策の柱等	頁	該当部分	変更内容
柱Ⅱ-1-(2)③	38	③若年者による若年者のための消費者教育事業への支援	・4行目、「大学生等が、同じ大学・生徒間のほか、他の大学との交流・連携により、」に修正。
柱Ⅱ-2	39	2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携	・6-7行目追記 「また、消費者にとって最も身近な窓口である市町村と情報共有を図り、消費者教育を強力に推進します。」
柱Ⅱ-2-(1)	39	(1)消費生活サポーター制度の強化	・5行目、「併せて消費生活サポーターの対象を事業者に拡大し」について、「消費生活サポーターの募集の対象」に修正。
柱Ⅱ-2-(2)	39	(2)消費者教育コーディネーターによる消費者教育推進体制の構築	・1行目、「県の消費者行政部門及び消費生活センターに消費者教育コーディネーターを配置し、」に修正。
柱Ⅱ-2-(3)	40	(3)市町村相談員等との連携による消費者教育の推進	・3-4行目、「消費者啓発を行うとともに市町村相談員等のスキルアップを図ります」に修正。
柱Ⅱ-2-(4)	40	(4)教職員の消費者教育の指導力向上	・2-3行目、「また、教育センター等において講座を行い、教職員における消費者教育の指導力向上を図ります」に修正。
柱Ⅱ-2-(7)	41	(7)地域包括支援センターによる消費者被害の防止	・1-2行目、「住民の各種相談を幅広く受け付けて制度横断的な支援等を実施する地域包括支援センター」に修正。
柱Ⅱ-3	42	3 持続可能な社会を目指した消費行動の推進	・1-2行目、「持続可能な社会の実現に向けた社会的課題を解決するためには、事業者任せではなく消費者自らが問題意識を持ち、行動することが必要です。」に修正。 ・5-8行目、「消費生活に関連したその他の取組（環境教育・環境学習、プラスチックごみ削減、食品ロス削減等）との連携を図り、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進するとともに、消費者市民社会の形成に主体的に参画する消費者の育成を図ります。」に修正。
柱Ⅱ-3-(3)	42	(3)県民運動等によるライフスタイルの変革の促進及び分別・リサイクルの推進	「(3)プラスチックごみ削減及び分別・リサイクルの推進」に修正
柱Ⅱ-3-(3)	42	(3)プラスチックごみ削減及び分別・リサイクルの推進	・1-4行目削除。

## 山形県消費者基本計画（中間案）→（最終案）での変更点

章・施策の柱等	頁	該当部分	変更内容
柱Ⅲ-1	45	1 消費者への情報提供の充実	・ 6-7行目、「また、消費者被害の未然防止・拡大防止及び被害回復を図るための消費者団体訴訟制度*が県民に広く認知されるよう、制度の周知を行います。」に修正。
柱Ⅲ-1-(2)	45	(2)消費者団体訴訟制度の周知	・ 1-3行目、「消費者契約法等に違反する事業者の不当な行為（不当な契約条項や不当な勧誘行為）に対する差止請求及び不当な事業者に対して、被害回復を請求できる消費者団体訴訟制度の周知を図ります。」に修正。
柱Ⅲ-1-(2)	46	(5)自然災害や感染症拡大時などに対応した消費者への情報発信	・ 1行目、「災害時や新型コロナウイルス感染症等拡大時は、」に修正。
第5章	52	1 計画の推進体制	・ 1行目、「県庁内の関係各課で構成する「山形県消費者行政連絡会議」において、」に修正。 ・ 4行目、「県と県警察本部の関係課等で構成する「山形県消費者被害防止連絡会議」において、」に修正。
目標指標一覧	53	柱Ⅱ-1-① 学校等教育における出前講座及び弁護士による法律授業の実施件数	・ 最終目標（8年度）を48件に修正。
目標指標一覧	53	柱Ⅱ-1-③ 学校における「社会への扉」活用率	・ 削除
資料編 (用語解説)	55 59	資料編について、	・ 資料編に載っている用語については、本文中に「*」マークを記載し、用語解説に記載あることが分かるように示した。
資料編 (用語解説)	58	「山形県金融広報委員会」について	・ 5行目以降、アドバイザーの講座内容も追記。